

## きたそらち農業協同組合行動計画

職員が仕事と家庭を両立させることができ、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3カ年間

2. 内 容

### 目標1 計画期間内に、所定外労働時間を令和6年度より10%以上減少させる

〈対策〉 令和7年4月～

事務の効率化に向けた改善の取組みを継続し、超過勤務発生の背景の把握、上席者の管理能力向上、RPA等の新技術活用、就業時間の調整等で所定外労働時間を減少させる。

また、毎月5日、19日をノー残業デーに定め、定時退所する。(各部署単位の朝礼時に所属長よりアナウンス)

### 目標2 計画期間内に、職員の有給取得率を70%以上にする

〈対策〉 令和7年4月～

勤怠管理システムの導入により有給取得状況を適切に把握・管理し計画的な取得を促進する。

安全衛生委員会において労使双方で取得向上について協議し、対策を検討する。

### 目標3 計画期間内に、男性職員が育児休暇を1人以上取得する

〈対策〉 令和7年4月～

対象者に対して制度内容や各種給付金等の周知をするとともに、育児休業・産後パパ育休の取得意向の確認を行う。

当該期間内に対象者が発生した場合には、随時管理職による育児休業取得の勧奨を行う。

育休を取得し円滑に職場復帰するためには、休業予定者と上司とのコミュニケーションが重要となることから、

「育休復帰支援面談シート」を活用した面談を実施する。

### 目標4 計画期間内に、中核女性職員の育成研修を実施する。

〈対策〉 令和7年4月～

女性管理職の手前にいる女性職員を対象とした、昇格意欲喚起と管理職に必要なマネジメント能力のための研修を実施する。